

○学部学生の大学院科目先行履修制度に関する内規

(平成 31 年 4 月 1 日)

改正

(目的)

第 1 条 本学学則第 50 条第 5 項ならびに大学院学則第 11 条の 2 に基づき、学部生の本学大学院科目先行履修について本内規を定める。

(基本方針)

第 2 条 第 3 条に定める対象の学部生は、現行の学部卒業条件、大学院修士課程修了条件に則り、学部と大学院を連携させる一貫した教育プログラムに基づき、大学院科目を先行して履修することができる。

(対象者)

第 3 条 大学院科目先行履修の対象者並びに受講資格は、以下の通りとする。

- (1) 学部 4 年次在学生
- (2) 卒業論文、卒業研究、卒業制作に着手している者
- (3) 教育プログラムとの整合性の観点により、大学院専攻長会議にて審査の上、大学院委員会で許可された者

(希望者の選考および受講許可)

第 4 条 先行履修を希望する学生は、学部 3 年次中の受付期間に、所定の申請書類を教務課に提出して願い出なければならない。なお、学生の所属学科は、卒業研究との両立の観点から、学生の申請可否を判断することができる。

2 大学院委員会にて申請者の先行履修を承認する。

(履修登録)

第 5 条 受講を許可された学生は、大学院各専攻に設置されている科目のうち、先行履修が許可されている科目を選択して履修登録することができ、所定の履修登録期間内に指導教員の許可を得て登録しなければならない。

- 2 学部在学中に先行履修できる大学院科目は 15 単位を上限とする。
- 3 所定の履修登録期間以外での科目の変更・追加・取消は認めない。

(受講料)

第 6 条 大学院科目の先行履修に係る受講料は無料とする。

(合格した科目の取得単位)

第 7 条 学部 4 年生次に履修し、試験に合格した大学院科目の単位は、大学院入学後に既修得単位として認定し、大学院学則第 17 条に定める修了に必要な単位数に算入することができる。

2 大学院に進学しない場合には、取得単位は無効となる。

- 3 学部在学中に先行履修し修得した各専攻の教職課程認定科目の単位は、専修免許状申請に使用できる。その他資格取得等については別途定める。
- 4 学部在学中に先行履修し修得した科目が大学院入学時にカリキュラムに存在しない場合、先行履修科目として単位認定し、修了単位数に含める。
- 5 学部在学中に先行履修し修得した科目が大学院入学後に名称変更されている場合、変更後の科目に振り替える。

(要審議事項)

第8条 第7条第5項に関わる振替科目、およびその他審議を要する事項は、大学院専攻長会議において審議を行う。

(事務)

第9条 大学院科目先行履修に関する事務は、学事部教務課が所管する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

- 1 この内規は、2019年4月1日から施行する。
- 2 先行履修の上限単位数は文部科学省省令の定めに準拠する。
- 3 教職課程認定科目について、改訂。

附 則

この内規は、公布の日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 受講資格、所管部署名の変更。この内規は、2020年4月1日から施行する。
- 2 学則改正に伴う上限単位数の変更。この内規は、2021年4月1日から施行する。